

長崎県登録商標「長崎ちゃん麦」の使用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、長崎県が育成した小麦「長崎W2号」（以下「本小麦」という。）の消費拡大や普及促進を図るために定めた本小麦の名称「長崎ちゃん麦」（以下「商標」という。）の適正な使用を推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用者の範囲）

第2条 商標を使用しようとする者のうち、麺や加工品を製造する者は長崎県内に事業所のある者でなければならない。

（使用条件）

- 第3条 商標を使用する者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。
- 一 本小麦により製造された小麦粉（以下「本小麦粉」という。）及び本小麦粉を使った麺や加工品の販売に際し、本小麦を指す名称として商標を用いる場合に限ること。
 - 二 商標を活用し、本小麦が広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
 - 三 本小麦粉は、本小麦の使用割合を100%で製造すること。
 - 四 本小麦粉を使った麺や加工品を作る場合は、本小麦粉の使用割合を50%以上とすること。
 - 五 知事が行う本小麦及び本小麦粉使用に関わる調査等に協力すること。

（使用申請と登録）

- 第4条 商標を使用しようとする者、又は使用を中止しようとする者は、次に掲げる申請書等を知事に提出しなければならない。
- 一 登録商標「長崎ちゃん麦」使用申請書（様式第1号）
 - 二 登録商標「長崎ちゃん麦」使用中止届出書（様式第2号）
- 2 知事は、前項第一号に定める申請書の提出があったときは、審査の上、登録商標「長崎ちゃん麦」使用登録書（様式第3号）を申請者に交付する。
- 3 知事は、登録者一覧をホームページ等で公表する。

（使用の取消し）

第5条 知事は、第4条第2項に規定する登録書の交付を受けた者に、第3条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。

なお、このことによって生じた損失等の負担は、使用者が負うものとする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、平成28年9月14日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

長崎県登録商標「長崎ちゃん麦」使用申請書

年 月 日

長崎県知事 殿

住所（所在地）

氏名（社名）

連絡担当者

連絡先 TEL

FAX

長崎県育成小麦「長崎W2号」の使用にあたり、「長崎ちゃん麦」の商標を使用した
いので、下記のとおり申請します。

商標使用に当たっては、長崎県登録商標「長崎ちゃん麦」の使用取扱要領第3条の使
用条件を遵守します。

なお、使用条件に違反した場合、商標使用を取り消されても異議ありません。

記

使用する商品の分類	1 小麦粉
	2 ちゃんぽん麺
	3 ちゃんぽん麺以外の中華麺
	4 その他（ ）
	5 その他（ ）
	6 その他（ ）

上記表には、使用を予定されている商品の番号に 印をお願いします。

また、その他の（ ）には、具体的な商品名を御記入ください。

様式第2号（第4条関係）

長崎県登録商標「長崎ちゃん麦」使用中止届出書

年 月 日

長崎県知事 殿

住所（所在地）

氏名（社名）

連絡担当者

連絡先 TEL

FAX

以下の理由により使用を中止します。

記

使用中止理由

様式第3号(第4条関係)

長崎県登録商標「長崎ちゃん麦」使用登録書

年 月 日

住所(所在地)

氏名(社名)

長崎県知事

年 月 日付けで申請がありました、長崎県登録商標「長崎ちゃん麦」
使用申請は下記の条件を付して登録します。

記

1 登録番号

2 使用条件

- (1) 長崎県育成小麦「長崎W2号」(以下「本小麦」という。)により製造された小麦粉(以下「本小麦粉」という。)及び本小麦粉を使った麺や加工品の販売に際し、本小麦を指す名称として商標を用いる場合に限ること。
- (2) 本商標を活用し、本小麦が広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
- (3) 本小麦粉は、本小麦の使用割合を100%で製造すること。
- (4) 本小麦粉を使った麺や加工品を作る場合は、本小麦粉の使用割合を50%以上とすること。
- (5) 知事が行う本小麦使用に関わる調査等に協力すること。
- (6) 知事は、登録書の交付を受けた者に(1)から(5)までの条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。
なお、このことによって生じた損失等の負担は使用者が負うものとする。